

奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	730円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	800円
	第二種電柱		1,100円		第二種電柱		1,200円
	第三種電柱		1,500円		第三種電柱		1,700円
	第一種電話柱		650円		第一種電話柱		710円
	第二種電話柱		1,000円		第二種電話柱		1,100円
	第三種電話柱		1,400円		第三種電話柱		1,600円
	その他の柱類		65円		その他の柱類		71円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類		4円		地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	640円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	390円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	430円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500円		郵便差出箱及び信書便差出箱		600円
広告塔	表示面積1平方メートルに	4,300円	広告塔	表示面積1平方メートルに	4,800円		

改正前				改正後					
			つき1年				つき1年		
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,300円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400円</u>	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>27円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		<u>30円</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>39円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>43円</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>59円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>64円</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>78円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>86円</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>120円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>130円</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>160円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>170円</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>270円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>300円</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>390円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>430円</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>780円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>860円</u>	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,300円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地	階数が1のもの	つき1年	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地	階数が1のもの	つき1年	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額

改正前					改正後					
げる施設	下室	階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	げる施設	下室	階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			2,100円	上空に設ける通路		2,400円			
	地下に設ける通路			1,300円	地下に設ける通路		1,500円			
	その他のもの			1,300円	その他のもの		1,400円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	43円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	48円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	430円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	480円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	430円	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円	
	標識		1本につき1年	1,000円	標識		1本につき1年	1,100円		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	43円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	48円
		その他のもの		1本につき1月	430円		その他のもの		1本につき1月	480円

改正前				改正後						
	幕（令第7条第4号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		幕（令第7条第4号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		<u>43円</u>	
	工事用施設であるものを除く。）	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		工事用施設であるものを除く。）	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		<u>430円</u>	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		<u>4,300円</u>	
		その他のもの				その他のもの			<u>2,100円</u>	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月			令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月			<u>430円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					<u>130円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該道路下の地下を除く。）に設けるもの		Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額		令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該道路下の地下を除く。）に設けるもの		Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額			上空に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額			地下（トンネルの上	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		
	の地下を除く。）に	階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額			の地下を除く。）に	階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額		
設けるもの	階数が3以上	Aに <u>0.01</u> を		設けるもの	階数が3以上	Aに <u>0.007</u> を				

改正前				改正後					
	の)	のもの		乗じて得た額		の)	のもの		乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.033</u> を 乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0.025</u> を 乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルに	Aに <u>0.014</u> を 乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルに	Aに <u>0.012</u> を 乗じて得た額
	その他のもの		つき1年	Aに <u>0.01</u> を 乗じて得た額		その他のもの		つき1年	Aに <u>0.009</u> を 乗じて得た額
その他前各項により難い占用物件			前各項に準じて市長が定める額		その他前各項により難い占用物件			前各項に準じて市長が定める額	